

窓口で請求するよりも早くて簡単、手数料も100円安い「コンビニ交付」をご紹介します！

活用しましょう！ お得で便利な コンビニ交付

問 税務住民課 住民係 ☎ 22-7761



とっても簡単！ コンビニ交付を利用する時の！キオスク端末操作 5つの手順



Caution

コンビニ交付の注意事項

- 同一戸籍内の人のみ交付可能
- 支援措置の申出をしている人は利用不可
- マイナンバーカード未更新の場合は利用不可
- 事前登録した暗証番号が手続き時に必要
- 住所・本籍地ともに福智町の方は、役場1階ロビーに設置中のキオスク端末の利用も可能！



マイナンバーカードがあれば、
コンビニ交付で100円お得に！

証明書の種類	手数料	利用可能時間帯
住民票	200円 (300円)	AM 6:30 から PM 11:00 まで
住民票記載事項証明書	200円 (300円)	
印鑑登録証明書	200円 (300円)	
戸籍謄本・抄本	350円 (450円)	平日のみ AM 6:30 から PM 11:00 まで
戸籍附票の謄抄本	200円 (300円)	
所得証明書 課税証明書	200円 (300円)	AM 6:30 から PM 11:00 まで
納税証明書 町県民税/固定資産税 /軽自動車税	200円 (300円)	

※手数料欄の上段がコンビニ交付、()内が窓口交付にかかる金額です。
※福智町が本籍の町外在住者が戸籍書類を取得する際は、事前登録が必要。
※年末年始(12月29日~1月3日)とシステムメンテナンス日は利用不可。

Occasion 1

特別児童扶養手当

の認定を受けているかた

精神や身体の障がいで特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」の手続きが必要です。受給者には、書類などを送付しています。手続きを行わないと、その後の手当が受けられませんので、必ず期間内にお手続きください。

受付場所 福智町役場 本庁1階
受付期間 8月9日(水) → 9月11日(月)
土日祝除く / 8時半 ~ 17時15分



赤池・方城支所の廃止に伴い、昨年度から金田本庁舎でのみ、手続きを行っています。お越しになる場合は、ご注意ください。

現況届

をお忘れなく！

問 健康子育て支援課 こども支援係 ☎ 22-7763



Occasion 3

児童扶養手当

の認定を受けているかた

現在、ひとり親世帯などで「児童扶養手当」を受けている人は「現況届」の手続きが必要です。受給者には書類などを送付していますので、必ず下記の期間内に手続きを行ってください。



手続きをしないと、その後の手当を受けることができなくなります。



児童扶養手当と特別児童扶養手当のどちらにも認定されているかたは、下記の受付期間に限らず、**8月9日(水) → 31日(木)**の間にお手続きください。

Occasion 2

ひとり親医療証

をお持ちのかた

ひとり親家庭等医療証(オレンジ色)の期限は、9月30日までです。該当者には、7月中旬に申請書類などを送付していますので、必ず下記の期間内に更新の手続きをお願いします。

▼ 必要なもの

- 申請書等
- ひとり親家庭等医療証
- 申請者と児童の保険証
- 申請者と児童の戸籍謄本
※ R5.8.1以降発行のもの / ※支給事由が障がいの場合は不要
- 所得証明書 ※ R5.1.1時点で福智町に住所がなかった人のみ

受付場所 福智町役場 本庁1階102会議室

受付期間 いずれも土日祝除く / 8時半 ~ 17時15分

赤池・上野・市場のかた ▶ 8月1日(火) → 9日(水)

金田・神崎のかた ▶ 8月10日(木) → 21日(月)

伊方・弁城のかた ▶ 8月22日(火) → 31日(木)

※上記の日程が合わない場合は、8月中の都合の良い日にお越しください。

